

1 - 6 . 消防検査への綿密な対応	
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防検査（査察）への立会いと改善命令への対応。
結論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法上、50人以上の居住者がある場合のマンションでは防火管理者が必要となる。管理権限者（理事長）が防火管理者の選任を怠ったときは、10万円以下の罰金または拘留。また消防法等の命令があっても防火管理者を選任しないとき、3ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金。 ・ 消防検査が決まった場合（消防検査（査察）は検査日が事前に知らされる） 掲示板に消防検査日を知らせるチラシを貼り、共有部分の通路等に置いてあるものを事前に片付けて置くように要請し、前日までに確認をする。 ・ 放置自転車がある場合には、持ち主に「この日は絶対に置かないで下さい」と申し渡し、確認する。 ・ ダンボールが廊下にあたりする場合も一時的に共用倉庫内に移したりして、消防検査に対応する。検査日に限らず日常の管理が大切である。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防検査の際に、通路・廊下に置いてある自転車やその他の荷物がそのまま、消防署より改善命令が出されたケース。
管理員としての対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に消防署の担当者がくることがわかっているため、消防署が検査する場所（廊下、通路、エレベータ周り）に置きっ放しになっている自転車や荷物は、持ち主に片付けるように要請する。 ・ 持ち主がいない場合は、自転車置場に移したり、ダンボール箱などは一時的に共用倉庫に置き、検査に対応する。 ・ もし、改善命令を受けた場合には、その後改善されているかのチェックが来るため必ず落ち度がないように注意する。
応酬話法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共用部分に置いてある物の持ち主がわかる場合は、「 月 日に消防検査がありますので、その前に片付けておいて下さい」と丁寧に要請する。
管理員の権限 又は義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤の管理員が責任者になっている場合もあるが、原則的にはそこに住んでいる人という建前がある。住み込み管理員の場合は、ほとんど防火管理者となっている場合が多い。
法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消防法 第17条1項、3項、4項」 ・ 「消防法 第8条1項」(防火管理者) ・ 「火災予防条例 第54条」(避難施設の管理)
フロントへの報告ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等点検報告書。 ・ 日報に記載する。